

飲酒運転4 (し) ない! 3 (さ) せない!

ストップ
飲酒運転!

岡山県は

飲酒運転を

絶対に許さ

ない。

岡山県飲酒運転を許さない社会環境づくり条例

平成25年3月22日施行

STOP! 飲酒運転! 飲酒運転4 (し) ない! 3 (さ) せない!

岡山県・岡山県警察・岡山県教育委員会

岡山県飲酒運転を許さない社会環境づくり条例について

【目的】

飲酒運転を許さない社会環境をつくるため、飲酒運転をしない、させない、許さないという県民の意識の高揚を図るとともに、県、市町村、関係機関及び関係団体が連携し、県民及び事業者と一体となって飲酒運転の根絶に向けた取組を推進することにより、飲酒運転のない安全で平穏な県民生活の実現に寄与する。



岡山県マスコット「ももち」と「うらっち」

条例のポイント!

～平成 25 年 3 月 22 日施行～

県の責務

- 県は、飲酒運転を許さない社会環境づくりに関する施策を総合的に推進する。
- 市町村等の取組に対し、必要な協力、支援を行うよう努める。
- 多様な年齢層、職域等の対象に応じ、研修会の開催等、飲酒運転防止のため必要な教育を行う。

県民の責務

- 飲酒運転は絶対にしない。
- 飲酒運転をしない、させない、許さないという強い意志をもって、酒気を帯びた者に車両を提供しない、その者が運転する車に同乗しない。
- 飲酒運転をしている者等を発見した場合は、警察官への通報等に努める。

事業者の責務

- 事業用車両の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないかを確認すること等に努める。

飲食店業者

- 飲酒運転をするおそれがある客に、酒類を提供してはならない。酒気を帯びた客が運転するおそれがあるときは、飲酒運転をしないよう声かけ等を行うほか、客の見やすい場所に飲酒運転防止を呼びかけるポスター等を掲示するよう努める。

タクシー業者、代行業者

- 飲酒時におけるタクシー・運転代行の利用促進の広報に努める。

車両販売業者、レンタカー業者、酒類販売業者、駐車場所有者

- 客の見やすい場所に飲酒運転防止を呼びかけるポスター等を掲示するよう努める。

お問い合わせ 岡山県県民生活部くらし安全安心課 TEL 086-226-7292

